

●香川県告示第416号

昭和59年香川県告示第232号（肥料取締法施行細則の規定による表示を要する肥料及びその表示事項）の一部を次のように改正し、平成26年12月12日から施行する。

平成26年12月12日

香川県知事 浜田惠造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
知事の定める肥料	知事の定める表示事項	知事の定める肥料	知事の定める表示事項
1 略	略	<u>1 グアニル尿素塩である普通肥料又はこれが原料として使用された普通肥料であって、グアニル尿素塩に由来する窒素の量が窒素全量の50パーセント以上のもの</u>	<u>この肥料は、水稻以外に使用する場合には、効果が遅くなることがありますので注意して下さい。</u>
		<u>2 略</u>	略
		<u>3 被覆尿素が原料として使用された普通肥料</u>	<u>この肥料 1袋○○キログラム中には、窒素が○.○○キログラム含まれていますが、そのうち被覆尿素(○○会社生産(輸入)の生(輸(外))第○○○号×××)の窒素は○.○○キログラムです。</u>
		(注) 1 当該肥料の窒素の量は、 正味重量(kg) × <u>当該肥料の窒素</u> <u>100</u> <u>全量の保証成分量(%)</u> とし、小数点以下3けた目を切り捨てる。 2 被覆尿素の窒素の量は、	

正味重量(kg) × 当該肥料の窒素
100
全量の保証成分量(%) × 被覆尿
当該
素からの窒素全量の設計成分量
肥料の窒素全量の設計成分量(%)
(%)

とし、小数点以下3けた目を切り捨てる。

3 ×××には、肥料の名称を記載する。

4 被覆尿素が2銘柄以上原料として使用された場合には、被覆尿素の窒素の量は、当該銘柄ごとに記載する。

4 蒸製皮革粉（なめし加工をしたものに限る。）、ひまし油かす粉末、たばこくず又は泥炭が原料として使用された魚廃物加工肥料又は混合有機質肥料

この肥料には、△△△が入っていますから、飼料には適しません。

(注) △△△には、蒸製なめし加工皮革粉、ひまし油かす粉末、たばこくず（粉末）又は泥炭のうち原料として使用されたものを記載する。

5 略

略

6 被覆複合肥料が原料として使用された普通肥料

この肥料1袋○○キログラム中には、窒素が○.○○キログラム、リン酸が○.○○キログラム、カリが○.○○キログラム含まれていますが、そのうち被覆複合肥料（○○会社生産（輸入）の生（輸（外））第○○○号×××）の窒素は○.○○キログラム、りん酸

2 略

略

は〇.〇〇キログラム、加里は〇.〇〇キログラムです。

(注) 1 当該肥料の窒素、りん酸又は
加里の量は、それぞれについて、
 $\frac{\text{当該肥料の最も}}{\text{正味重量(kg)} \times 100}$
大きい保証成分量(%)

とし、小数点以下3けた目を切
り捨て、また、保証していない
主成分については記載しない。

2 被覆複合肥料の窒素、りん酸
又は加里の量は、それぞれにつ
いて、

$\frac{\text{当該肥料の最も}}{\text{正味重量(kg)} \times 100}$
大きい保証成分量(%) $\times \frac{\text{被覆複}}{\text{当該}}$
合肥料からの最も大きい設計成
肥料の最も大きい設計成分量(%)
分量(%)

とし、小数点以下3けた目を切
り捨て、また、保証していない
主成分については記載しない。

3 ×××には、肥料の名称を記
載する。

4 被覆複合肥料が2銘柄以上原
料として使用された場合には、
被覆複合肥料の窒素、りん酸又
は加里の量は、当該銘柄ごとに
記載する。

7 鉱さいけい酸質肥料が原
料として使用された普通肥

1 この肥料中の鉱さいけい酸質肥料

料（原料が鉱さいけい酸質肥料に限られたもの及び化学的操作をえたものを除く。）

の使用割合は〇〇パーセント（成分換算量：可溶性けい酸〇〇パーセント、アルカリ分〇〇パーセント）です。

2 原料として使用された鉱さいけい酸質肥料は、△△△を原料として使用し、---

(注) 1 鉱さいけい酸質肥料の使用割合は重量百分率とし、小数点以下を切り捨てる。

2 可溶性けい酸及びアルカリ分の成分換算量は、それぞれについて、

当該肥料の保証成分量(%) × 鉱
さいけい酸質肥料からの設計成
当該肥料の設計成分量(%)
分量(%)

とし、小数点以下を切り捨てる。

3 △△△には、「製銑鉱さい」等公定規格で規定している鉱さいの種類名を記載する。

4 ---には、
(1) 2000ミクロンの網ふるいを全通し、590ミクロンの網ふるいを85パーセント以上通過する肥料については、「微細に粉碎しております。」と、この肥料を造粒したものについては、「微碎品を造粒しております。」と記載する。

(2) (1)以外の肥料のうち造粒していないものについては、

			<p>「多少粗く粉碎しております。」 と、造粒しているものについ ては、「粗碎品を造粒してお ります。」と記載する。</p>
<u>3 略</u>	略		
<u>4 チオ硫酸アンモニウムが 原料として使用された液状 窒素肥料又は液状複合肥料</u>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後1週間以内は播種しないで下さい。</p>		
<u>5 動物由来たん白質（飼料 及び飼料添加物の成分規格 等に関する省令（昭和51年 農林省令第35号）別表第1 の2の(1)のア、イ又はウに 定めるほ乳動物由來たん白 質、家きん由來たん白質又 は魚介類由來たん白質をい う。）が原料として使用さ れた普通肥料（6に掲げる ものを除く。）</u>	略		
<u>6 牛由来の原料を原料とし て生産された普通肥料</u>	<p>この肥料には、牛由來たん白質が入 っていますから、家畜等の口に入らな いところで保管・使用し、家畜等に与 えたり、牧草地等に施用したりしない で下さい。</p>		
<u>8 略</u>	略		
<u>9 動物由來たん白質（飼料 及び飼料添加物の成分規格 等に関する省令（昭和51年 農林省令第35号）別表第1 の1の(1)のケ、コ又はサに 定めるほ乳動物由來たん白 質、家きん由來たん白質又 は魚介類由來たん白質をい う。）が原料として使用さ れた普通肥料</u>	略		